

山梨県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

1 目的

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）の指定については、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月厚告第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老企第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として3年間の期間を定めて指定する。ただし最初の指定については、指定日以降最初に到来する4月1日から3年間とする。

(1) 事業者に関する要件

- ア 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
 - (ア) 介護保険法施行令第4条第1項第9号に規定する証明書の交付を受けた者に係る名簿の作成及び知事への送付
 - (イ) 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開に係る知事への届出
 - (ウ) 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- イ 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- エ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

(2) 事業内容に関する要件

- ア 指定講習会が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- イ 全課程修了時に、別紙2に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識、技術等の習得度を評価すること。
 - 修了評価の実施方法については、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間は講習過程の時間数に含めないこと。
- ウ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - (ア) 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。

- (イ) 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - (ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生が概ね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - (エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- エ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
- (ア) 開講目的
 - (イ) 講習の名称
 - (ウ) 事業所の所在地
 - (エ) 講習期間
 - (オ) 講習課程
 - (カ) 講師氏名
 - (キ) 修了評価の実施方法
 - (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - (ケ) 年間の開講時期
 - (コ) 受講手続き
 - (サ) 受講料(補講等を含む。)等受講に際し必要な費用の額
- オ 受講対象者の募集について、指定後、講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- カ 指定講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
- (ア) 介護保険法施行令第4条第1項に定める一定の有資格者については、指定講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所等で勤務することが可能であること。
 - (イ) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - (ウ) その他講習会の内容に関する重要事項
- キ 別紙1に定める講習課程については、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- ク 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

3 指定申請手続等

(1) 指定の申請

事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の講習の募集を開始する2月前までに、次に掲げる事項について様式1及びその添付書類を知事に提出すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 講習会の名称
- ウ 事業所の所在地
- エ 運営規程
- オ 事業計画表（参考様式1-3）
- カ 講習課程及び時間割表（カリキュラム）（参考様式1-4、参考様式1-5）
- キ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ク 各講師が保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）（参考様式1-2）
- ケ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- コ 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- サ 申請者の概要及び資産状況並びに前年度の決算書
- シ 受講料等の設定方法及び改定方法
- ス 募集案内等受講希望者に提示する書類
- セ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

(2) 変更の届出

ア 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式2に関係書類を添付して、変更があった日から10日以内に知事に提出すること。また、(1)のアについては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、(1)のセについては、変更後の定款等を添付すること。

イ 講習内容に関する事項

講習の内容について変更があった場合には、様式2に変更後の講習課程のほか関係書類を添付して、変更があった日から10日以内に知事に提出すること。

(3) 廃止、休止又は再開の届出

事業の廃止、休止又は再開をするときは、様式3に関係書類を添付して、廃止、休止又は再開する日の10日前までに知事に提出すること。

(4) 事業計画書の提出

指定講習会を実施するときは、その年度における初回の講習の募集を開始する1月前までに、次に掲げる事項について様式4及びその添付書類を知事に提出するものとする。

- ア 事業計画表(参考様式1-3)
- イ 講習課程及び時間割表(カリキュラム)(参考様式1-4、参考様式1-5)
- ウ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- エ 各講師が保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名捺印のあるものに限る。)(参考様式1-2)
- オ 事業所(講習を行う教室)の平面図及び設置者の氏名(法人にあっては名称)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- カ 収支予算書
- キ 申請者の前年度の決算書
- ク 申請者の概要及び資産状況
- ケ 受講料等の設定方法及び改定方法
- コ 募集案内等受講希望者に提示する書類

4 事業報告書の提出

事業者は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項について、様式5に係る書類を添付して知事に提出すること。

- ア 開催日時及び場所
- イ 受講者数及び修了者数
- ウ 講習課程(カリキュラム)
- エ 講習会時間割表
- オ 担当講師一覧
- カ 収支決算書
- キ 修了者名簿(修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証明書の番号を記載)
- ク その他知事が定める事項

5 修了証書の交付等

事業者は、講習の全ての課程を修了し、別紙2に定める「到達目標」に示す知識、技術等の習得が修了評価にて十分であると認められる者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

なお、「到達目標」に示す知識、技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、「到達目標」に達するよう努めるものとする。

6 指定の取消し

事業者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は、事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、当該指定講習会について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 事業者が、不正の手段により2の指定を受けたとき。
- (3) 事業者が、知事に対し、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 事業者が、5の規定に反して、指定講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

7 指定等の公表

この要綱に基づき、事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

8 適用年月日

- (1) この要綱は、平成27年1月30日から施行し、平成27年4月1日以降に開始する講習について適用する。なお、施行日より前に開始された指定講習会の取扱いについては、従前の例による。
- (2) 施行日より前に指定を受けている事業者が、平成27年度以降、平成27年1月30日施行の要綱に基づき指定講習会を行おうとする場合にあっては、改めて指定の申請を行うものとする。
- (3) 要綱5中、別紙4の取扱いについて、適用日より前に交付された修了証書は、第三条の二第一項第十号を第四条第一項第九号に読み替えるものとする。

福祉用具専門相談員講習過程

区分	科 目	時間数
講義	一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1) 福祉用具の役割	1
	(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	二 介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	2
	(2) 介護サービスにおける視点	2
	三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1) からだとところの理解	6
	(2) リハビリテーション	2
	(3) 高齢者の日常生活の理解	2
	(4) 介護技術	4
	(5) 住環境と住宅改修	2
演習	四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1) 福祉用具の特徴	8
	(2) 福祉用具の活用	8
講義	五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
	(1) 福祉用具の供給の仕組み	2
	(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
演習	六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

(注)上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施すること。

別紙 2

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
講義 福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 福祉用具の種類を概説できる。 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 介護負担の軽減 福祉用具の利用場面 <p>必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</p>
講義 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をする上での留意点を列挙できる。 	介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 福祉用具専門相談員の仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等） 職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等）
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
講義 介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 地域包括ケアの理念を概説できる。 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 地域包括ケア会議の役割・機能を概説できる 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 	介護保険制度等の目的と仕組み <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等） 介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等） 介護サービスの種類と内容 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）の概要 地域包括ケアの考え方 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） 構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助） 地域ケア会議の役割・機能 医療・介護にかかわる各専門職の役割

講義	<p>介護サービスにおける視点 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具の係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を挙げる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。 	<p>人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ（QOL） <p>ケアマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己表現） ・ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング） ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方 ・多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例）
----	-------------------------------	---	--	--

3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識

講義	<p>からだところの理解 (6時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を挙げる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を挙げる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を挙げる。 	<p>加齢に伴う心身機能の変化の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不応等） <p>認知症の理解と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
講義	<p>リハビリテーション (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを挙げる。 	<p>リハビリテーションの基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 <p>リハビリテーションにおける福祉用具の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携

講義	高齢者の日常生活の理解 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 ・基本生活動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。 	日常生活について <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
講義	介護技術 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 ・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	日常生活動作(ADL)()における基本的な介護技術 <ul style="list-style-type: none"> ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
講義	住環境と住宅改修 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	高齢者の住まい <ul style="list-style-type: none"> ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) 介護保険制度における住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4 個別の福祉用具に関する知識・技術				
講義	福祉用具の特徴 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 	福祉用具の種類、機能及び構造 起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴

演習	福祉用具の活用 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	各福祉用具の選定・適合技術 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点（誤った使用方法や重大事故の例示を含む） 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識				
講義	福祉用具の供給の仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。 	福祉用具の供給の流れ <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ 介護保険法における福祉用具貸与事業の内容 福祉用具の整備方法 <ul style="list-style-type: none"> 消毒、保守点検等
講義	福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 モニタリングの意義や方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 福祉用具貸与計画等の活用のポイントを列挙できる。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。 モニタリングの意義や方法を概説できる。 	福祉用具による支援の手順の考え方 <ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等） 福祉用具貸与計画等の意義と目的 <ul style="list-style-type: none"> 記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント） 福祉用具貸与計画等の記載内容 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 福祉用具貸与計画等の活用方法 <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ モニタリングの意義と方法 <ul style="list-style-type: none"> モニタリングの意義・目的 モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更

6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習

演習

福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
(5時間)

- ・事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を修得する。

- ・福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。
- ・福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。

事例演習

- ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習
- ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング

事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。

講師要件表

科 目	講 師 の 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	高齢者保健福祉を担当している行政職員 保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士
(2) 介護サービスにおける視点	介護支援専門員 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	医師 保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 精神保健福祉士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	医師 理学療法士 作業療法士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(3) 高齢者の日常生活の理解	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士
(4) 介護技術	介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(5) 住環境と住宅改修	理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 福祉住環境コーディネーター 1 級・2 級試験合格者 福祉用具プランナー研修修了者 1 級・2 級建築士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具の活用	福祉用具プランナー研修修了者 介護機器相談指導員 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具供給の仕組み	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	福祉用具プランナー研修修了者 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	

<p>福祉用具による支援の手順 と福祉用具貸与計画等の作成</p>	<p>保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員 福祉用具プランナー研修修了者 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
---------------------------------------	---

講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

別紙 4

証明書の様式

第 号	修 了 証 明 書	氏 名	年 月 日 生	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四 条第一項第九号に掲げる講習の課程を修了したことを証 明する。	年 月 日	福祉用具専門相談員指定講習会事業者名
--------	-----------------------	--------	------------------	---	-------------	--------------------

第 号	修 了 証 明 書 (携 帯 用)	氏 名	年 月 日 生	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四 条第一項第九号に掲げる講習の課程を修了したことを証 明する。	年 月 日	福祉用具専門相談員指定講習会事業者名
--------	--	--------	------------------	---	-------------	--------------------

修了証明書の標準サイズは、日本工業規格 A4 横型、携帯用は名刺サイズ縦型（91mm×55mm）とし、これに準じて作成する。